

第1回東大阪市上下水道事業経営審議会 議事概要

1. 開催概要

日 時	令和4年4月28日(木) 13:30~15:00
場 所	東大阪市上下水道局 水道庁舎2階 第1会議室
出席者	<u>委員</u> 杢永会長、笠原副会長、小出委員、東野委員、松浦委員、覚道委員 梶原委員、廣木委員 <u>理事者</u> (上下水道局) 賀川、木邨、甲田、神谷、熊野、堀ノ内、亀井、 上山、吉村、小川 <u>庶務</u> (上下水道局) 巽、佐藤、下別府
次第	1. 開会 2. 会議の公開及び傍聴者の入場 3. 議事 (案件) 料金体系案のシミュレーション結果の提示について 4. 閉会
配布資料	資料-1 出席者名簿 資料-2 料金体系案のシミュレーション結果の提示について 別紙 集計表

2. 会議内容（要旨）

案 件	主な意見・質問	回 答 等
料金体系案のシミュレーション結果の提示について	<p data-bbox="432 405 887 472"><論点①：小口径の区分を 13～25 mmで集約するのか、13～20 mmと 25 mmを区分するのか></p> <ul data-bbox="432 517 887 1211" style="list-style-type: none"> • 一般家庭用では、13 mm、20 mmを採用していると聞いている。 • 水道管、配水池など、固定費は 25 mmの方が多くかかるため、なるべく事業者としては、無駄に大きな口径を採用しないように、推奨するべきではないか。 • 25 mmの方は、多くの水栓が利用できるし、水栓数が同じであれば、高い水圧で水道を利用することができる。 • 25 mmの方には、加入金を大目にはもらっているかもしれないが、毎月の水道料金が同じであるのは、不公平感があるのではないか。 • 本来、口径に応じて、固定的にかかる費用は、基本料金として乗せていくことになると思う。 	<ul data-bbox="919 517 1367 1368" style="list-style-type: none"> • 一般的な家庭では、13 mmか 20 mmが多くなっている。二世帯住宅や大きな住宅では 25 mmとなる。 • 水圧が確保できないという理由から、13 mmでは 7 栓の水栓しか使えない、20 mmでは 10 栓使えると決めている。25 mmでは 15 栓と決めている。 • 給水を引き込むときに、給水加入金というものが発生し、13 mmと 20 mmでは 143,000 円（税込）、25mm では 275,000 円（税込）と、料金が異なる。 • メーターにも期限があり、定期的に更新する必要がある。 • メーターが大きくなれば、その経費は大きくなるため、ランニングコストもかかることになる。 • ただ、25 mmの利用者のほとんどが生活用で、生活用の利用者間で、不公平感が生じないように、13 mm～25 mmで集約する方針とさせていただいている。
	<ul data-bbox="432 1413 887 1659" style="list-style-type: none"> • 25 mmのメーターが 13 mmや 20 mmと比べて、メンテナンスコストに大きな違いがないのであれば、実際に使用されている水の量で判断しても良いのではないか。 • 口径別のメンテナンスコストが分かるような資料があるか。 	<ul data-bbox="919 1413 1367 1816" style="list-style-type: none"> • 量水器の価格指数というものがあり、13 mmを 1 とした場合に、20 mmは 1.24 倍、25 mmは 1.51 倍となっている。40 mmではこれが 10.52 倍になり、200 mmでは 450 倍になる。 • 13～25 mmについては、40 mm以上と比べて、口径間の差が小さいということで、13～25 mmについては、集約できるのではないかと考えている。

案 件	主な意見・質問	回 答 等
(続き)	＜論点②：大口径利用者に対する配慮＞	
	<ul style="list-style-type: none"> • 量水器を交換するのに、どれくらいの費用が掛かるのか。交換の金額が大きくなり、件数も多くないのであれば、メーターを変えればよいのではないか。 • 皆さんの了承が必要であるが、みなし口径が不要なのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> • （家事用の大口径利用者の件数は）40 mmで 605 件、50 mmで 70 件、となっている。 • 水道管から分岐した給水管は個人の持ち物になる。メーターは市の所有であるが、それ以外の給水装置は個人のものである。 • 40 mmから 20 mmに変える場合、水道管の工事もかかり、数十万円となる。
	<ul style="list-style-type: none"> • 40 mmは大きいと思うが、もともとは工場か病院で、今はこれらとして使っておらず、家庭用として使っているということか。 	<ul style="list-style-type: none"> • もともと事業をされていて、廃業されて今は一般住宅として利用されている方もいる。 • その他には、会社の寮や社宅、学生寮などで、40 mmで利用されている場合もある。
	<ul style="list-style-type: none"> • みなし口径を適用する場合、個人が水道局に申請するのか？それとも、水道局が使用水量を見て、判断するのか？ • 40mm でも大量に水を使用されていることもあるので、みなし口径が適用できることを、市から連絡するのが妥当である。 • 申請制度にして、大量使用者にみなし口径が適用されると、不公平感が生まれるので、留意いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> • みなし口径の基準となる水量を含めて、申請制にするのかは、今後検討していきたい。
	＜論点③：浴場用の水道料金を現行据え置きとするかどうか＞	
	<ul style="list-style-type: none"> • いわゆる公衆浴場といわれるものである。 • 自治体（都道府県）によって、公衆浴場の値段は違うようで、公益性を担保するという視点で、公衆浴場の利用料を変えることができないのであれば、水道料金の値上げをすれば、負担増になることになる。 	

案 件	主な意見・質問	回 答 等
(続き)	<p><論点④：特定の利用者について激変が生じていないかの確認></p>	<ul style="list-style-type: none"> • 値下げの主な利用者は、現行の公共用や事業用の方となっている。 • 現行の用途別の料金体系を見直すにあたり、家事用の原価割れを改善できるように、今までの審議会の料金体系の方針に沿って進めてきた結果、今日のような結果となっているが、次回の審議会では、このような差をもう少し緩和した改定案をご提示していきたい。 • 市民の方へのお知らせについては、広報誌や検針時のチラシでお知らせするなど、今後検討が必要と考える。
	<ul style="list-style-type: none"> • 今回の料金体系の見直しは、将来の健全な事業経営が一番の目的であるかと思う。 • 一部の利用者に激変が生じているということも踏まえ、できるだけ公平に、広く全体の利用者への値上げをもって、激変が生じる利用者については、経過措置を配慮いただきたい。 • 日本水道協会の水道料金算定要領において、激変の緩和措置が記載されていることを踏まえて、シミュレーションをしていただきたい。 	
	<ul style="list-style-type: none"> • 一般的に、規模の経済がはたらく、使えば使うほど安くなるという形も考えられるが、家計に占める水道料金の占める割合が大きくなるのは避けたい。 • これらを踏まえて3つくらい、シミュレーションを提出していただきたい。 • 広く市民の皆さんに水を供給するという視点に立って、シミュレーションしていただきたい。 • 今回の改定案において、基本料金における13～25mmの集約による25mmの激変緩和、従量料金における逡増度の緩和、一般用におけるみなし口径の適用のように、一定の激変緩和の対応はされている。 	
<ul style="list-style-type: none"> • 値上げがほとんどという中で、値下げが一部で生じるというのが、市民の方々の感情として、納得されるようなシミュレーションや対策を提示いただきたい。 • 口径の大きさと、利用実態がっていない利用者に対して、周知する機会があるのか。 		

案 件	主な意見・質問	回 答 等
(続き)	<ul style="list-style-type: none"> • これから、少量使用者への負担を、広く薄くお願いしてもらうことになる。 • 今回の料金改定の趣旨は、少量使用者の方の原価割れを改善する、広く負担する、不公平を解消するということがあったと思う。 • シミュレーションをする際には、このように料金改定すると、このように改善されるということが、全体的に分かるような資料を作成いただきたい。 • これらを理解していただくための材料になると思うので、それも含めて提示いただきたい。 	